

5番、瀧上清君。

○議員（5番 瀧上 清君） 新清会の瀧上清でございます。今月の1日、対馬市の市制施行10周年記念行事が開催されました。合併前の6町がそれぞれのまちの特徴を生かしながら競って特性あるまちづくりを目指していましたが、その6町が合併し対馬市が誕生してから10年が経過しました。まだまだ島全体の力が1つの方向に結集するには時間が必要かとも思います。

私は議会人として「対馬は一つ」をモットーに力したいと、10周年を機に肝に銘じました。皆さんとともに対馬の水産業を核とした産業振興と住みやすい島づくりを目指すべきであると考えます。そのためには、何と申しましても今議会特別委員会で精力的に取り組んでおります国境離島活性化特別措置法の、仮称でございますけども、早期法制化成立が最重点課題かと存じます。しっかりと対馬が国境の島として、日本国にこれだけ大きな役割を果たしているんだということを、議長、特別委員長を中心に議会の一員として猛烈にアピールをしながら、法制化に向けて頑張っていく所存でございます。市長、ともに頑張りましょう。

質問に入りますに、理事者側に一言申し上げたいことがございます。近ごろ、市民の皆さんから、この状況はテレビの放映もあってるわけですから、議会の討論は何か活性化してないというような声をよく耳にします。私なりにこれをこう考えて見ますと、その大きな一因に私たちもしっかり勉強して質問しなければいけません、理事者側の答弁に「何々したいと考えております」という答弁がよくありますね。何ですか、これ。考えておるといふ答弁で、どうするのかわからんのですよ。だから、はっきりと「何々します」と、あるいは無理なことであれば、「その件はこういう事情で無理です」と、はっきりしてもらわんと質問がした意味がないんですよ。ぜひこの「何々したいと考えております」というのは、議会答弁では禁句に、条例化してでも、条例化はできんでしょうが、ぜひ私はそういう言葉は聞きたくありませんので、ぜひそういうことではっきりと御答弁いただきたいというふうに思います。

さて、先に通告しておりました、廃棄物の処理に関する質問をさせていただきます。

この件に関しましては、今回で4回目の一般質問になるんです。4回目です。私の廃棄物に関する法律の解釈と執行者であり責任者である対馬市長との法律に対する解釈が全く違っておまして、まるで正常化しません。くどいようですが、今月末日が契約の終了日です。したがって、正常化しようとするなら今議会が最終の機会かと存じます。市長の誠意ある回答を期待いたします。

まずは本件に対する議会における論議を中心に振り返ってみましょう。

一昨年にさかのぼります。一昨年ですよ。平成24年8月、対馬市の事業系ごみの収集体制に疑問を持った私は、同僚の長議員と一緒に担当課に訪れました。そして、説明を受けました。驚いたことに、廃棄物処理法の解釈を間違っていました。はっきり申します。間違っています。簡

単に申しますと、対馬市は契約にもない事業系のごみの収集を収集業者に押しつけていたんです。しかも、市役所の事業系ごみまで無償で収集運搬させていました。廃棄物処理法の第4条に沿って、市役所の責任によって処理するよう説得をいたしました。しかし、当時の担当部長も担当も全く聞く耳を持ちませんでした。したがって、この問題を平成24年9月の議会で一般質問に取り上げました。契約のない事業系ごみを無償で収集業者に押しつける、法的な根拠はどこにあるのかという形で質問をいたしました。これまた驚いたことに、市長までもが何の法的根拠にもならない廃棄物処理法の第3条の事業系ごみのことについて、だらだらと長い答弁をされました。いわゆるごみを排出する事業者とそれを収集して運搬する運搬業者とごっちゃまぜになってしまった答弁なんです。法律に沿っての処理を指導する立場にある責任者が、これではどうなりますか。私はあのときこの場で「呆れて物が言えません」と言ったことを思い出します。あれから既に1年8カ月が過ぎようとしております。私は、行政のチェック機関である議会の一員として、事あるごとに正常化を声にしてまいりました。おかげで、さっと誤りに気づかれればいいものを、長々とこの問題を処理されないおかげで、私はごみ議員と揶揄されているんです。中には、同僚にはトイレ議員という人もおるようです。平成25年度からようやく気がつかれたんでしょう。市役所の関係の事業系ごみを別契約にされました。そして、一般事業系ごみの3年契約のうち平成25年度分だけが何でか正常化されました。未だに平成23と24はそのままの状態なんです。対馬市は一向に正常化しようとはしません。私は、法律に違反していると言ってもだめなんです。日本国はたしか法治国家のはずなんです。対馬市だけはその限りにあらずと、何か特別の扱いでもあるんですか。私は、市長の言葉が信用できなくなりました。それは、今から申します。

平成25年の3月議会で、私の質問に対し、「これは法的な問題ですから、10年前にさかのぼってしかるべき専門家と協議して回答します」という回答をされましたね。私は、この件は平成23、24の2カ年の問題だから、10年もさかのぼる必要はないと、10年前といたら合併前の6町時代のことなんです。そこまでさかのぼる必要はないと申しましたが、市長は「法律の問題ですから」と言って聞き入れられませんでした。まあ、いずれにしても専門家と協議されると、ようやく正常化するなど、その結果を楽しみに待ちました。9カ月待ちましたよ。そして昨年12月議会でした。その結果を問いましたが、市長の言葉はその場限りの答弁だったんですね。あれは、何の調査もしておられませんでした。私が激しく追及しますと、まあ、そのうちにはいろいろ経過がございますのが、あの皆様も記憶に新しい、「責任をとってしかるべきときに職を辞します」。このごみ問題でそんなこと言われたんです。そして、その質問の回答も何もただかんまにその問題を中断させてしまったんです。あなたは。しかし、3日目の月曜日に、市長は辞職の発言は撤回されて、私に対しまして、「その案件は善処します」とお

っしゃられました。私はようやく善処していただけるという言葉いただきましたので、自席からでしたが議事録にもあります。「この件は一件落着きました」というふうに喜んで発言をさせていただきました。そして、この議会の議案書を楽しみに見らせていただいたんです。何も載ってないですね、善処の姿は。市長、この神聖な議場での発言とか市長の言葉は重いんですよ。どこにその善処するというのが議案の中にあるか、その辺をしっかりお答えください。さもなくば、この「専門家と協議して回答する」という言葉をさかのぼって守っていただく以外にないんですよ。どんな事情があったにしろ、市長が議場で発言したことは守ってもらわねばなりません。9カ月もの間、議会に対しても、質問者に対しても何の説明もありませんでした。市長、この議会でのやり取りは言葉遊びの場ではないんですよ。もう少し市長の言葉には大きな、対馬市を左右するような、大きな責任を感じてもらわないとだめですよ。いずれにしても、きょう、市長、「善処する」という言葉を頂戴しましたので、私は議案の中にそういう姿が見えなくて、ちょっと厳しい言葉申しました。今から御答弁いただきますが、もし「ああ、なるほど」というような善処の方法、お知らせいただくようであれば、私は市長に対し、皆さんに対して、この議場での激しい言葉に対してお詫びをしなければならないというふうに思っております。私は、自分のことをここで言う必要もないんでしょうけど。こんなにあしらわれたといえますか、こんな経験は、行政の経験もありますが、皆さんたちよりも人生経験も長いんですが、初めてですよ。だから、言ったことはちゃんとしてもらわんと、市長の言葉に信用できませんという意味はここです。私は、今、このごみの問題、小さい問題とは申しません。しかし、この問題よりも、市長の議会に対する、あるいはこういう市民の民生の安定のために力をしてどんどんやらなきやいかん理事者側の、市長のその姿勢そのものに、私はごみの問題よりも大きな疑念を持つようになっております。市長、しっかりやってくださいよ。今のところ、私は市長のこの政治姿勢に声を大にして「問題あり」と言いたいんです。私は、この件に関する善処の策とは1つしかない。それは、対馬市がごみの収集を指示して収集させておるんですから、これをしっかり正常な姿、いわゆる契約変更、増額して変更する以外にないんです。ほかに善処という方法は私には見つからないんです。しからば予算書にそれがあるはずと思ってます。何の姿も見えません。

そこで、どんな善処を約束されたんでしょうか。重ねて、市長、申し上げます。市長、市民を困らせないでくださいよ。市長は、たしか「市民が宝の島づくり」と大きな看板を掲げましたね。あれ、誰が書いたんですか。忘れてもらっちゃ困りますよ。私の字じゃないですか。そりゃいいんですがね。市民が宝なら、市民をいびっちゃだめですよ。まるで、これでは市民を肥やしにしとるじゃないですか。冗談じゃない。いずれにしても、市長、この問題を正常化するにはもうこの議会しかないんです。だから、今から御答弁いただきますが、先延ばしするような内容の御回答は御勘弁願いますよ。声を大きく堂々と、「市民の皆さん、こんな善処策でした。どうです

か」と言えるような善処策をお示してください。

私ばかりしゃべってもいけません。あと、通告の2点目については、この問題をしっかり決着させてからやりましょう。よろしく願います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 冒頭の挨拶の中で理事者側に、しますか、無理ですか、いずれかはっきりとした答弁をしないと市民の人たちがこの論議というのが活性化してるというふうに思えないという節のお話がありました。「します」と全てを言えればどれほど楽かというふうに私も思っております。そのような、私と同じ立場の経験をされた洲上議員さんは十分に御理解いただけると思っております。そこの部分については、どうか歯切れの悪い答弁が端々でずっと出る部分については、御理解いただければと思っております。

まず、今回何度となくというお話がありました、この問題については、法律の解釈の部分が大きく相違しているというふうに思っております。私どもも、この廃棄物処理法の逐条解説等については、何度となく勉強会を開いてきたところでもあります。そういう中、どうしても今まで事業系の一般廃棄物について、これを通常の家から出るごみと一緒に処理をさせてたという、このことはもう市民の皆様もそれが常態化しておりましたのでそういうものだというふうに感じておられたと思います。そういう中、その事業系ごみの問題の排出のあり方について、大規模事業者の方たちは自分らの責務において契約をされて、ごみをしかるべきところに出されるというふうな処理方法がもう根づいておったわけですが、小規模事業者については、そのことがどうしても啓発が行き届かない中で、混載をしてきたという事実があります。4条の解釈、それと何度となくここで言わせていただいておりますけども、3条におけるどうしても前もって廃棄物処理法の前段にある条文として、その事業者の責務……。

○議員（5番 洲上 清君） 市長、済みません。答弁中ですが、わかっておりますから、どういふ善処策をされるんかお知らせください。

○市長（財部 能成君） わかりました、はい。そういう中、善処というお話がありました。その前段に、12月におきまして、洲上議員さんと別室で話す機会を洲上議員さんがつくっていただきまして、いろんなお話を、今までこのような形でのやり取りということについての説明がありました。私のほうにおっしゃられたのは、行政側が受託事業者との間において、この廃棄物処理のあり方についての話を十分に聞かない中でこういう処理方法が決まってるのではないかと。できればそういう事業者の方の話というものを聞き入れる機会をつくるのが、極端に言えば、独りよがりな計画にならないのではないかというふうな、まず御提言がありました。私は、ああ、確かに私ども行政側ばかりで、これを实地っていいですか、実態に詳しくない中で物事をやるのもまずいなということで、その後その流れの中で洲上議員さんも善処したがいいぞというふう

な語気を強めておっしゃられる中で、私もそれについて善処しましょうという話もさせていただきました。その後、1月に事業者の方とお話をさせていただき、26年度以降の受託事業者と発注者側のいろんな意思疎通の問題についてのことを職員も交えてシステムづくりをしていこうじゃないかというふうな話がそこで整い、私も1時間程度そのとき話し合いをさせていただきました。あと詳細なつくり込みについては、事務方のほうと受託事業者の方との話し合いをたしか持たれたと思っております。そういう意味において、今後の物事のつくり込み方ということについての話し合い等について、渚上議員のほうからお話がありましたので、それについては動きをさせていただいたところであります。

それと、10年のお話がありました。これにつきまして、私確かにこの場で時効という考え方でいったとき3年だよと、おっしゃられた、私は民法上10年というのが必要なんじゃないかという話をして専門家の話を出させていただきました。その後、10年の事業系ごみの積算をどのように積み上げていくかということが内部で協議がされ、どうしてもその部分について、積算が、排出してきた量の積算が不可能だというふうなこともありまして、その私がこの場で言ったことに対しての行動をとってないということに対しましては、ここで皆様方に、私の言葉に対して謝罪を、申しわけなく思っております。

○議長（作元 義文君） 5番、渚上清君。

○議員（5番 渚上 清君） 随分答弁いただきましたが、結局何ですか、平成23、24の市のほうが指示して収集させたごみは、そのボリュームというか積算ができないんで、私が言う善処、正常化というんですか、設計変更はしきりませんというのが善処なんですな。（発言する者あり）今、焦点を23、24の指示して収集させたごみの件だけに絞りましょうよ。26年度以降のことは、一生懸命やっておることは知っておる、正常化。だから、私はそんなかわいそうなことをしないでくださいと言っておるんですが、事業系ごみのボリュームがつかめんというか、積算ができないからその辺を支払わないでいいという、そんなことないでしょう。それじゃあ、何か契約かなんかして、計算ができませんから支払われませんと。そんなら市役所の仕事は何ですか。それを積算するのが仕事やないですか。何かどうもいっぺん言い出したことを最後まで貫こうとしとるふうにししか考えられんとですな。それじゃあ、その、残りが少なくなりましたから、いっぱいいろいろ言いたいことがあったんですが、簡単に申しませう。その積算、できたらやるんだということですか。どうぞ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私どもの担当のほうも、この積算、事業系での排出量というのが積算が不可能だということで、その御指摘をいただいた25年分からについては積算可能につき契約を変更をさせていただいたところですけども、過去の分については量がわからないということで、

この問題については、受託事業者の方とも昨年来話をさせていただいて御了解をいただいたというふうにも聞いております。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） もういっぺん聞きます。積算ができれば変更契約するんですかと聞いているんです。できたら、あなたはできないと言っているから、できたらするんですかと言っている。どんなに言うてもできないで突っ張るんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現時点においては、私どもが保有している情報においては、大変困難であるというふうに聞いております。ただし、今おっしゃられるように、その量が積算可能ならば出すのかという御質問でございます。私どもでその積算が可能ならば、当然このことは出てくる問題だったと思っております。

○議員（5番 淵上 清君） 思うんじゃないかと積算できるということであれば変更するかせんかを聞いておるんです。はっきりして。（発言する者あり）部長、責任持って答えきる。手を挙げよるが。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 積算ができた暁には、変更可能であります。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 市長も承知してあるかしらんですけれども、実は私土木の技術屋で積算業務を長年やってきて、衛生係で、実はこのごみの問題を随分苦労して悩んでやった経験も持ってるんです。じゃあ、積算ができると変更するとおっしゃいますんで、お教えしましょう。積算しきらんなら。この設計書ですよ、中にいろいろ縦覧設計頂戴して見らせていただきましたけど、いろいろ問題がありますよ。それはこっちおきます。ボリュームが必要なんですか。運搬日数、運搬の時間じゃないんですか。ごみの収集車の運転時間の問題なんですよ。どのぐらい運転時間が増加するかで金額が決まるんですよ。それをボリュームとかいろいろ言う。例えば、10トン多く運びました。1年に何回運ぶか知りませんが、単純に計算すると、1日に40キロ、50キロなんですよ。そんなに変わりはない。25年度は積算できたんですね。25年度はまだどのぐらいあるかわからん時期に契約変更できるぐらい頭がいいのに、実績があるのに実績のほうは計算できないと。全くおかしい話です。しかも、この契約は3年契約ですよ。一番最初の、これに限っては平成23年の当初に3年をどんな変化があるかを加味しながら数量を推計して積算してるんです。実績ないわけですから。それによって積算をして入札、契約してるんですよ。推計である。しかも、土木事業のように、コンクリートとかガードレールとか、現場でびしっとボリュームなり延長なりがしっかりしとるもんなら図りゃいいんですよ。この積算は、運

転時間なんです、運搬時間、稼働時間。単純に言いましたら、25年度よりも23、24が多いはずなんです、ボリューム的には。だって指導も何もしてないんですから。事業系ごみは、自分たちで出ささいという指導も何もしてない。その後慌てて指導したようですから、25年度はある程度減ったでしょう。それは積算できておる。ならば、推計すればいいじゃないですか。25年度をそのまま23、24に当てはめても何の問題もない。どうですか。それでもゼロですか。ゼロよりも100というものが正解ならそれに近づく、70、80、90という数字のほうがよりベターなんです。計算できないからといってゼロというのは全くおかしい。そういう方法でできるはず。どうぞ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の設計の考え方から再度組み立て、私自身の解析し直しをしないといけないのかなというふうに今感じております。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 当初申しましたように、これが最後の議会なんですよ。3月で契約終わるんです。今から考え直してもらっているいろいろ検討しよっても間に合いません。そこで、はっきり申しませう。この議会中に私が言うような、もう少し精密な計算ができるならいいですよ。その方法でやるなら1時間あればできますよ、金額は。契約変更とかいろいろは後でいいんですから、予算書の問題です。予算書の議案づくりが半日ありゃあできるでしょう。その辺をしてこの議会に提出されるかどうか、それをお伺いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今のお話を持ち帰りまして、設計図書の変更が基礎データ等を入れる中ででき上がるかどうか、そしてそのまずことに取りかかってみたいと思います。その結果として、今言われるように、この議会中に補正を上げるのか、もしくはどうなるのかということになるかと思えます。まずその作業に取りかからせていただければと思います。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 当初申しました。「取りかからせてみたいと思います」と、じゃなくて「取りかからせませう」と御答弁願います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申しわけございません。取りかからせませう。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 最悪、この議会の最終日まで間に合わないときには専決処分という方法もあります。3月中に専決処分をして、そして次の議会に補正予算として、専決として計上することも可能なはずですよ。今議会は20日までですから、それにどうしても間に合わないな

らば、3月中に専決をして次の議会に専決でその処理をするというお約束ができますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 専決処分するかどうかの、今判断はできません。設計等を、変更を組み直しが内部でやった結果として、それがどのような結果が出るかによろうかと思しますので、今ここで即答はできません。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） いやにはっきりできませんというのを言われましたね、それはそれでよし。しかし、難しいとか何とかじゃなくて、それをするのがあなたたちの仕事なんです。難しいことなんか言わないでいい。やろうとすればできる。もういっぺん聞きましょう。やる気があるのですか、ないのですか。まずそれをもう時間ないですから、イエスカノーかで、やりますか、やりませんか、どっちか言ってください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今のお話を受けて、設計図書の変更作業についてはやります。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 図書の変更の作業はやります。仕上がりました。当然議案の提出もあります。その議案の提出までを含めて最後の処理までをやるという意味ですね、図書の変更についてはやりますと聞きました。最後まで処理をやりますというふうにとっていいですね。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私は、その結果がまだ見えてませんから、この段階でそのことを明言はできませんという意味で先ほど言わせていただきました。ただし、設計図書を組み立て直しを自分たちの中でやる作業をした結果というのは、いずれかの結果は出ろうかと思っております。それがプラマイゼロなんていう話はないと普通思っておりますので、いずれの形にそれが出てくるのか、それは私が今ここで作業もしてませんので、わかりませんので、明言は避けさせていただければというお話でございます。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 何かすかつとせんすなあ。あなたたちの仕事は民生安定のために給料ももらってるんですよ。市民は税金を払ってる、その市民に市町村の仕事を押しつけて経費を負担させて、いまだそれを精算しようとしない、その姿を逆転しとるじゃないですか。税金はそれではその収集業者に徴収、納めて、市はいらんとですか、税金は。極論ですけど。税金を市民から市民税、何のためにととるんですか。その責任を果たしてください。

さてさてあと2分になった。いっぱい言いたいことある。そうですね、この問題をいろいろ、縦覧設計とか何か資料を提出していただいて、私なりの経験から、中を見ましたよ。非常にずさ

んですな、私んとこ部長、来なさい教えてやるから、弁当持って。ほんとに、というのは、例えば、市が発注する同じ業務、例えばごみの問題にしましょうか。教育委員会もいろいろな施設持ってる、そこも発注してるはず、いろいろの部分が発注しとるけど、その部署、部署で、もしやっとなるようにあれば、そういうのは積算業務はどっか専門職を置くなり、マニュアルをしっかりとつくって、そしてチェック機関を持ってもらわんと、非常に前年度と後年度の落差がびっくりするような数字になってるんです。そのチェックもしてない。だからその辺について、また何かの折にこれは提言しますから、文句ばかり言うんじゃないです、私。しっかりといい姿をつくりましょう。さあさあ、2問目、時間もらえますか。

実はこれ2問目については、また状況によっては、またの機会をちょうだいしましょう。きょうの質問はしっかりと市民が喜ぶ結果をお待ちしてますんで、状況は議会中出てきておりますんで、こういう状況になりつつありますとかそういうのはぜひ知らせてください。難しいようだったら、私計算機持って加勢に行きますから。長議員も経験者ですから、やれんはずない。終わり。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、渕上清君の質問を終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を2時5分から行います。

午後1時51分休憩

午後2時03分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

一般質問最後の質問者になります。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） こんにちは、入江有紀と申します。一般質問で、一番最後の一般質問になりましたが、お昼御飯を食べてみんな眠いかもわかりませんが、50分間我慢してください。

一般質問に入ります前に、一言市長に言わせていただきたいと思います。

市長は12月6日の本会議でやめるということを言われたんですが、私たち議会にも市民にも、私は12月の議会でけじめをつけてくださいと言ってたはずですけど、そのことも全然けじめをつけないまま現在に至ってますが、どういうお考えをしてあるのでしょうか。男が一度言われたこと、それも対馬のトップなんでしょ、あなたは。それを全然けじめをつけないままだらだらきてあるようにありますが、ほんとに残念に思います。

そして、巖原市民から一つひどいお小言を私は言われました。どういうことかと言うと、お前たちばか議員が21人そろって、異議なし議員異議なし議員ばかりいっぱいおって、何の反対